



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	租税訴訟における統計分析活用に関する一考察：役員報酬の適正額を巡る租税訴訟を中心として
Author(s)	櫻田, 譲
Description	中国税理士会報500号記念「税に関する論文」入選
Citation	中国税理士会報, 506, 17-24
Issue Date	2006-03-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59219
Type	journal article
File Information	sakurada_506_2006_4.pdf



租税訴訟における

統計分析活用に関する一考察

—役員報酬の適正額を巡る租税訴訟を中心として—



税に関する論文

入選

櫻田 譲
(札幌市)



1. はじめに

司法改革の一つとして、平成13年5月に税理士へ出廷陳述権を与えるとする法案が国会で可決された。この動きとほぼ同じくして、租税訴訟研究を行う目的で租税訴訟学会が設立されている。既に全国で租税訴訟学会の各支部が設立されており、平成17年3月29日には中国支部が設立された。「租税訴訟学会中国支部の設立意見書」（以下「設立意見書」と略称する。）によれば、学会の主な構成員は学者・研究者、弁護士、税理士、企業法務部門担当者等、裁判官、検察官等である（租税訴訟学会中国支部〔2005, pp.3-4.〕）。また同学会設立の目的は、実務経験のない大学研究者に臨床的研究材料を提供することにあるという（租税訴訟学会中国支部〔2005, pp.1-2.〕）。このような試みには、従来、司法手続外で行われる税法解釈と租税訴訟の間に存在する乖離について、これを解消しようとする目的があると思われる。

また「設立意見書」によれば、従来、わが国の裁判所は行政追

随判決の傾向を有していたと指摘される。そこで行政追随判決として批判される原因について考えてみることにしよう。例えば役員報酬適正額の判定方法を巡る裁判として、具体的には名古屋高裁平成7年3月30日判決・税資208号1081頁の事例が挙げられる^{*1}。当該事例で被告たる税務署サイドは原告法人の役員報酬額を一部損金不算入とした。かかる損金不算入額の正当化のために税務署サイドは通達回答方式によって抽出した類似法人として、わずか14名ばかりの役員についてその報酬平均額を算定し、それを用いて相当な報酬額の上限を主張した。結果的に本判決では、税務署が主張する「類似法人の役員報酬の平均額による適正報酬の認定理論を否定し、原告法人の役員の前事業年度の役員報酬額に売上利益率の伸び等を考慮してその1.5倍を適正報酬額と認定」することとした（大淵〔2001, p.88.〕）。

この事例で注意すべきは、14名とはいえ、われわれが入手することが不可能な税務資料を用いて税務署サイドが裁判に臨む

という、いわゆる情報の非対称性問題が存在することである。この様に一方が他方に比し、情報へのアクセスを巡って著しい偏りが看過される以上、公正な裁判を期待する事自体が困難となる。さらに「設立意見書」が指摘するとおり、「裁判所には、租税法の専門裁判官が殆ど存在しないから、税務署の主張通り判決をしてしまう」（租税訴訟学会中国支部〔2005, p.3〕）ことになりかねない。

租税訴訟において主権者たる国民が情報の偏りにさらされ、これによりややもすると「裁判を受ける権利」が侵害されかねない状況下では、「設立意見書」が危惧しているとおり、「国民の基本的人権は、保障されていない」（租税訴訟学会中国支部〔2005, p.3〕）との指摘は決して大袈裟な見解ではなくなる。このように観てくると、役員報酬の適正額算定においても、これまで非科学的な論証が繰り返されてきたことが想起される。そこで本研究では、従来実証研究例が少ない中小法人における役員報酬の適正額算定について、統計的手法を用いて一試論

を展開する。

さて、名古屋高裁平成7年3月30日判決の事例において、税務署サイドが用いた14名の役員報酬額が、データとして少なすぎるとい問題点にも言及しておく必要がある。統計学的には回帰分析を行う場合、最低でもサンプルは40程度必要とされるのであるが、同事例においてはその半分も満たしていない。したがってそのような僅かなサンプルから役員報酬額の平均値を算定したところでいかなる意味があり、またいかなる役員報酬適正額の一般的傾向を示すことが可能であるのか、はなはだ疑問である。そこで次章以降でより多くのサンプルを用いて、役員報酬額がいかなる因子によって決定されるのか明らかにする。

2. 分析対象と分析方法

2-1. 最新支給データの概要とサンプル選択

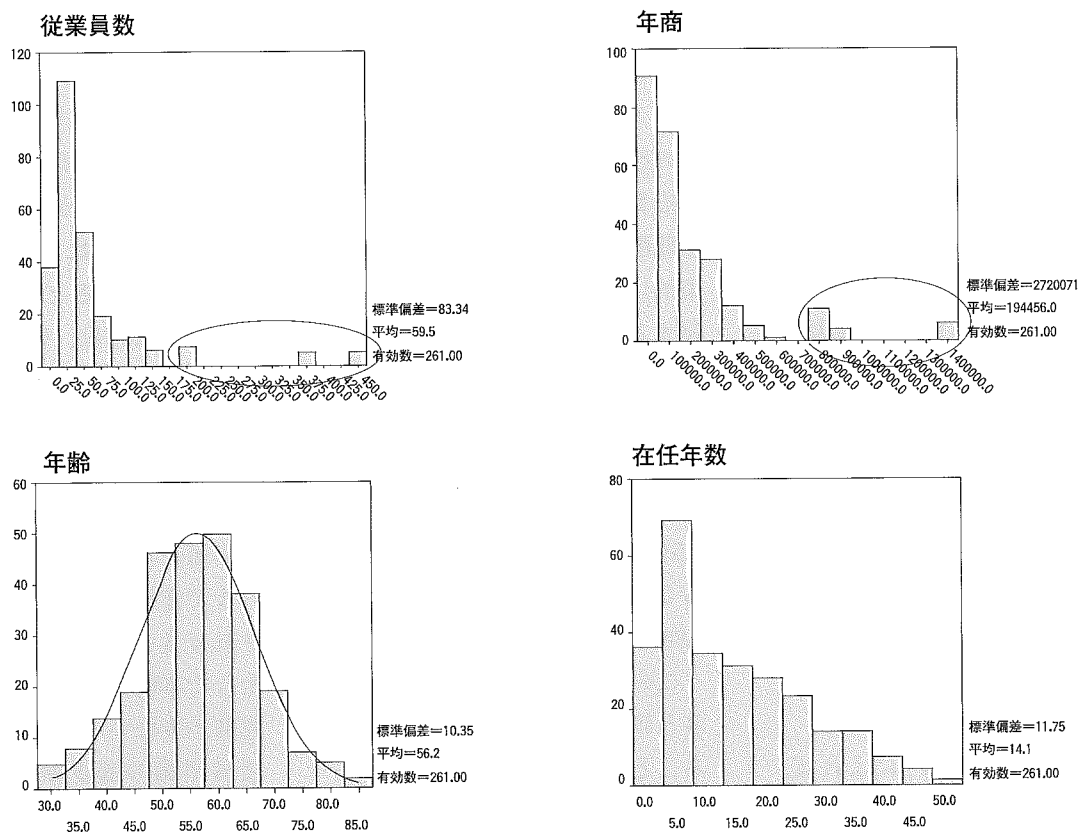
本研究では日本実業出版社によって調査され、2004年7月22日に発行された役員報酬データである『最新社長・役員の報酬・賞与・退職金支給データ』（以下「最新支給データ」と略称する。）を用いて、役員報酬の決定要因を明らかにする。具体的には「資本金」・「従業員数」等の財務数値や法人規模を表す数値と、役員報酬の間にある相関関係が認められるのかを、重回帰分析を用いて探ることとする。

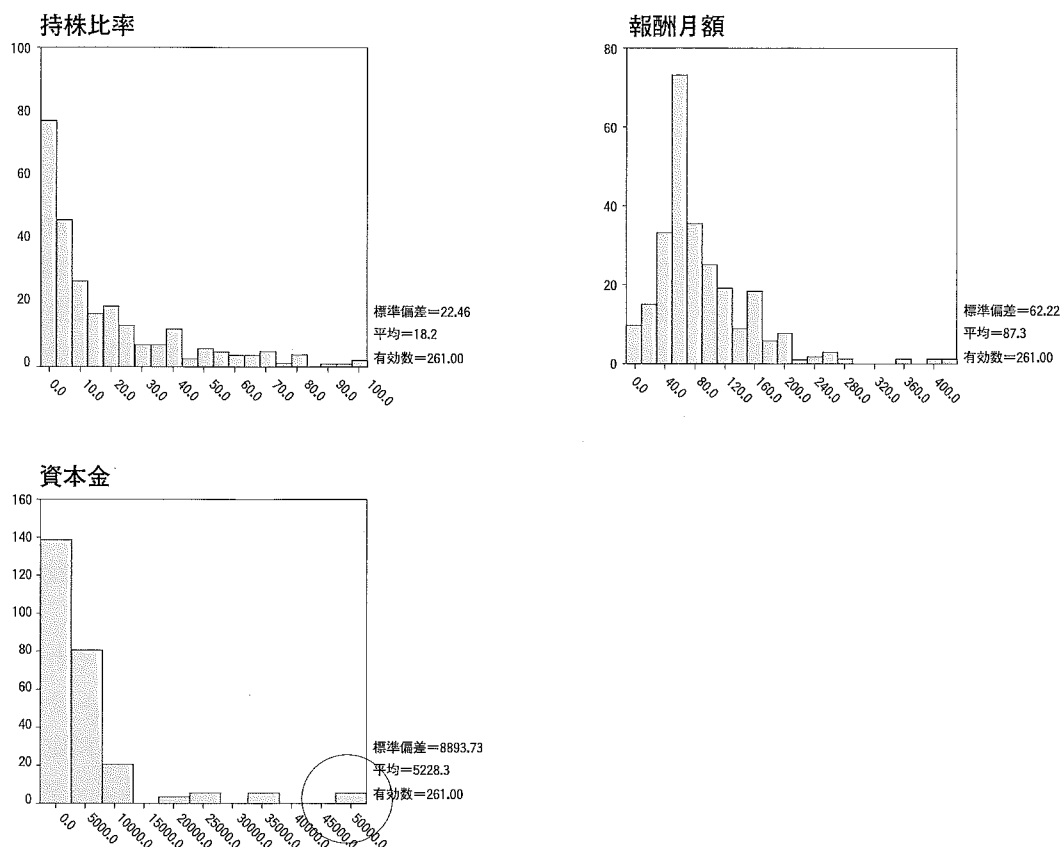
ここで本研究における分析対象となる最新支給データの概要について述べておく。日本実業出版社は2004年4月に中小法人を対象として役員報酬に関する

最新調査を行った。調査対象は500社であり、このうち100社から有効な回答が得られた。ここで主に調査対象となった法人は、従業員数50人未満が67.3%、資本金5,000万円未満が80.0%、年商10億円未満が52.7%と、比較的小規模企業が中心である（日本実業出版社[2004, p.8]）。

しかしながら、このような最新支給データの全てが分析に適しているわけではなく、虫食い的にデータの欠落しているサンプルについては、先ずそれらを排除する必要がある。最新支給データの調査項目は、資本金・従業員数・年商・年齢・在任年数・持株比率・報酬月額であり、これら7因子が全てそろっている役員は261名存在した。その261名の7因子についてヒストグラムを作成すると(図1)のとおりとなる。その中で資本

(図1) 7因子のヒストグラム※2





金や売上高など、明らかに中小法人に該当しないサンプルが散見される。そこで大法人データを排除する方法について考えてみることにしよう。

本研究の目的は中小法人の役員報酬がいかなる要因によって算定されているかを明らかにすることにある。このためサンプルに大法人の数値が混入することは好ましくない。したがって本研究にふさわしいサンプルは

資本金 5 億円未満の法人となる。これは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第一条の二第一項において大会社の定義が資本金五億円以上とされていることに依拠している。また売上高については相続税法・財産評価基本通達178における取引相場のない株式の評価上の区分にて用いられる大会社概念を適用する。このため中小法人の分類は、卸売業にお

いては年商80億円未満、卸売業以外の業種については20億円未満となる。この結果、直接的には(図1)のヒストグラム群から、サンプル法人の資本金・年商の分布を示したヒストグラム中、○印内の法人が分析対象から排除されることになった。その結果、(表1)に示されるとおり、最終的に261名から218名へ役員サンプルが減少した。なお、これらのサンプル選択に

(表1) 業種別と役位別にみる各種役員の分布

	代表権者	非代表非兼務	使用人兼務役員	監査役	合計
製 造	22	24	15	3	64
販 売	10	16	9	4	39
建 設	7	14	4	3	28
サービス	21	31	15	4	71
そ の 他	7	4	5	0	16
合 計	67	89	48	14	218

よって副次的に(図1)のヒストグラム群において、従業員数を示したヒストグラム中、比較的規模の大きな○印内の法人も排除されることとなり、分析対象が概ね従業員150名以下の法人規模となったことを付言しておく。

2-2. 分析のコンセプトと重回帰分析

前節で言及したとおり、本研究では218名の役員報酬額について、それらがいかなる因子によって決定されているのか試論を展開する。しかしこの218名の役員報酬データを用いて業種別分析を行うのか、或いは役位別分析を行うのかについて、ここで明らかにする必要がある。仮に役員データを業種別に分類して分析を行った場合、例えば製造業の役員は販売業の役員に比し、高額の報酬を受け取っているなどのとき、業種による特性が分析されるであろう。逆に役位別にデータ分類をして分析を試みた場合、分析結果は

社長(以下「代表権者」と略称する。)と平取締役(以下「非代表非兼務役員」と略称する。)の間の役員報酬額の一般的な相違を明らかにすることとなる^{※3}。

もしサンプル数が潤沢に存在する場合、業種別にサンプルを分け、更にその中で役位別に分析を行うことが可能である。つまり(表1)にある通り、5業種内にそれぞれ4役位が存在するので、20種類の分析結果が得られる。この場合、例えば製造業の代表権者と販売業の代表権者との間では、製造業の代表権者の方が高額の役員報酬を獲得する一般的傾向がある、などのごとき分析が可能である。しかしながら実際は(表1)にみる通り、製造業の役員64名のサンプルにおいて代表権者は22名、非兼務非代表権者は24名、使用人兼務役員は15名、監査役3名と、当該業種内における役位毎のサンプル数が著しく少なく、これらを4役位別に重回帰分析の対象とすることには問題が残る。そこで5業種合計サンプ

ルである218名の役員について役位別に分類し、代表権者67名・非代表非兼務役員89名・使用人兼務役員48名の3役位について重回帰分析を行うものとする。なお監査役については5業種合計しても14名しかデータが存在しないことを理由に、これを重回帰分析の対象とすることを断念した。

2-3. 回帰式の意味

本研究では役員を代表権者・非代表非兼務役員・使用人兼務役員に分類し、これら3役位についてそれぞれに役員報酬額の予測値(Y_N)を求める重回帰式を次のように定式化した。このときパラメーター $b_1 \sim b_6$ はそれぞれ資本金額(X_{1N})・従業員数(X_{2N})・年商(X_{3N})・役員の年齢(X_{4N})・役員通算在任年数(X_{5N})・役員持株比率(X_{6N})の回帰係数となる。この場合、検定される重回帰式は次の通りとなる。

$$Y_N = a + b_1 X_{1N} + b_2 X_{2N} + b_3 X_{3N} + b_4 X_{4N} + b_5 X_{5N} + b_6 X_{6N}$$

与式において左辺 Y_N は重回帰式による予測値 $Y_1, Y_2, Y_3, \dots, Y_N$ と表わされ、この時 N はサンプル数であり、代表権者67名・非代表非兼務役員89名・使用人兼務役員48名となる。各役位における役員報酬の実測値を $y_1, y_2, y_3, \dots, y_N$ とし、このときの予測値 Y_N との差($y_N - Y_N$)を残差として、その2重和を最小とするべく重回帰式が決定される。本研究で

は、当該重回帰式が役員報酬の予測において役立つのかを検定する。このときの帰無仮説 H_0 は、 $b_1 = b_2 = b_3 = b_4 = b_5 = b_6 = 0$ となり、検定される仮説は「与式が役員報酬の予測に役立たない」となる。

ところで最新支給データによれば、代表権者67名中賞与ゼロが51名(76.1%)であり、事業主≡代表権者は、損金算入されない自身への賞与を支給しない

傾向がある。また非代表非兼務役員は89名中63名(70.8%)が、使用人兼務役員については48名中32名(66.7%)がゼロ賞与である。このため役員報酬の決定要因としての役員賞与は、有力な因子とみなすことが出来ないと判断し、今回は役員賞与を説明変数として用いないこととした。

3. 分析結果

3-1. 重回帰分析の結果

3 役位における役員報酬の決定要因として、会計数値ではない従業員数と持株比率が比較的有意な説明変数となっていることに注目する必要がある。会計数値における規模を表す数値として資本金や年商が挙げられ、これらの多寡によって役員報酬が増減するかのように推測されたが、存外にもこれらは説明変数として有意ではなかった。ま

た持株比率は法人と役員の関係の親密度を示す指標であると考えれば、役員が多く株式を所有することで報酬も増額されるのは首肯できる。また他方で従業員から役員へと昇進する使用人兼務役員は、持株比率上昇と役員報酬額の上昇が、パラレルな関係にあるといえる。

ところで本研究の冒頭で、名古屋高裁平成7年3月30日判決・税資208号1081頁の事例を挙げたが、判決では売上利益率の伸びを指針として適正な役員

報酬額が確定するものとした。本研究の分析結果が当該判決に直接的に示唆するところは少ないと考えるが、一般的な傾向として、中小法人における役員報酬額が従業員数（法人規模）と持株比率（法人との親密度）によって決定される傾向があるとの実証分析結果は、新知見に値すると思われる。また上述した係争事例では、原告法人における急激な売上高上昇が役員報酬額向上にいかなる程度反映されるのかが争点になっている。こ

(表2) 3役位別による重回帰分析の結果

代表権者	非標準化係数	標準化係数	t-statistic	有意水準	有意確率
定数	68.235		1.032		0.306
資本金額	-0.004	-0.109	-0.800		0.427
従業員数	0.872	0.299	2.100	**	0.040
年商	0.000	0.205	1.544		0.128
年齢	-0.354	-0.046	-0.302		0.764
在任年数	0.949	0.175	1.110		0.272
持株比率	0.940	0.373	2.626	**	0.011

obs : 67 adjusted R2 = 0.131 F-statistic = 2.661 **

非代表非兼務	非標準化係数	標準化係数	t-statistic	有意水準	有意確率
定数	53.413		2.448	**	0.016
資本金額	-0.003	-0.135	-1.178		0.242
従業員数	1.101	0.521	4.331	***	0.000
年商	0.000	0.055	0.490		0.626
年齢	-0.472	-0.125	-1.204		0.232
在任年数	0.376	0.092	0.835		0.406
持株比率	0.192	0.053	0.505		0.615

obs : 89 adjusted R2 = 0.178 F-statistic = 4.170 ***

使用人兼務	非標準化係数	標準化係数	t-statistic	有意水準	有意確率
定数	56.748		3.642	***	0.001
資本金額	-0.001	-0.074	-0.474		0.638
従業員数	0.030	0.036	0.218		0.828
年商	0.000	0.100	0.560		0.579
年齢	-0.215	-0.103	-0.689		0.495
在任年数	0.483	0.279	1.816	*	0.077
持株比率	0.558	0.404	2.689	**	0.010

obs : 48 adjusted R2 = 0.127 F-statistic = 2.141 *

*10%、**5%、***1%で棄却

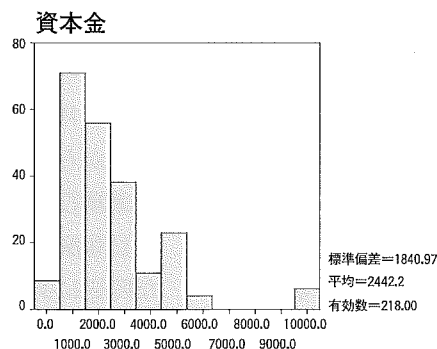
のため、業績が上向いた同業種同規模法人のサンプルについて、業績向上時点を境にした前後2-3年の法人売上高と役員報酬額のサンプルを一定程度入手することが可能であれば、統計解析を用いて損金算入可能な役員報酬額の一般的傾向が明らかになるであろう。

この他に役員報酬額の決定要因としては決して有意とはいえないが、いずれも重回帰式における係数がマイナスになっている説明変数として資本金額と年齢に注目する必要がある。これらは資本金額および役員年齢が大きくなると役員報酬額は下がるというように、いわゆる2変量の間に逆相関関係が認められている。

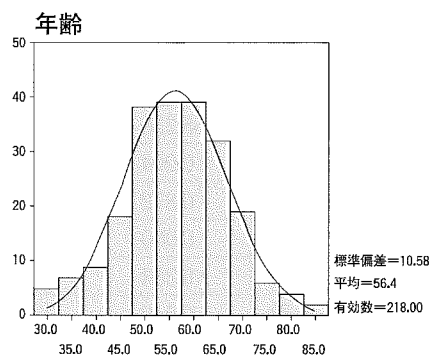
まず資本金額については、最低資本金制度が平成2年に導入されているため、株式会社形態をとる法人は必然的に資本金が1,000万円以上となる。したがってサンプルを概観すると(図2)のとおり若干の有限会社等の存在を想起させるが、最低資本金制度のために資本金の分布に偏りがみられる。このように分析対象のデータにバイアスが反映していることを念頭において分析結果を理解する必要がある。

次に年齢と役員報酬額の逆相関関係であるが、ややもすると中小法人は伝統的な年功序列で年齢と共に役員報酬額が増えるという錯覚しがちであるが、本研究の結果から、そのようなお手盛りを想起させない。また本研究における分析対象は、大法人を排除する前の(図1)においても、排除後の本節の(図3)に

(図2) サンプル選択後の資本金分布



(図3) サンプル選択後の年齢分布



おいても、概ね55歳周辺をピークとする正規曲線に従った分布である。このことをからするとベンチャー法人は本研究の分析対象に多くは含まれていないと考えるべきであろう。なお、(図2)および(図3)はサンプル選択によって大法人を除いた後の資本金・年齢の分布を表していることを付言しておく。

3-2. 相関分析の結果

本節では変数間の相関関係をみてみる。3役位について共通していえることは、従業員数と資本金額の増加、年商と従業員数の増加は互いに正の相関があるということである。また年齢と役員としての在任年数は、代

表権者と非代表非兼務役員においては正の相関があるが、使用人兼務役員においては有意な正の相関が認められなかった。これは使用人兼務役員に年配者が少ないことを暗示しているのではないか。

最後に従業員数が増えれば役員の持株比率は下降するという逆相関関係について言及する。分析対象となる中小法人において所有と経営が融合していることは分析前にある程度予想されたが、事業主が株式保有上、単独で過度な独占を行っているとは限らず、下位役員や従業員にも株式所有を容認していることが理解される。そして想像の域を超えないが、そのような株式

(表3) 3役位別による7因子の相関係数

代表権者	資本金額	従業員数	年商	年齢	在任年数	持株比率	報酬月額
資本金額							
従業員数	0.435**						
年商	0.262*	0.433**					
年齢	-0.016	0.062	0.152				
在任年数	-0.264*	-0.125	-0.122	0.600**			
持株比率	-0.446**	-0.474**	-0.364**	-0.072	0.235		
報酬月額	-0.137	0.139	0.142	0.084	0.201	0.250*	

非代表非兼務	資本金額	従業員数	年商	年齢	在任年数	持株比率	報酬月額
資本金額							
従業員数	0.517**						
年商	0.326**	0.441**					
年齢	0.066	0.026	-0.019				
在任年数	-0.146	-0.182	-0.254*	0.340**			
持株比率	-0.153	-0.191	-0.241*	0.154	0.316**		
報酬月額	0.123	0.446**	0.207	-0.082	-0.023	-0.030	

使用人兼務	資本金額	従業員数	年商	年齢	在任年数	持株比率	報酬月額
資本金額							
従業員数	0.368*						
年商	0.254	0.480**					
年齢	0.131	-0.014	0.213				
在任年数	-0.022	-0.171	-0.374**	0.176			
持株比率	-0.358*	-0.236	-0.256	0.059	0.084		
報酬月額	-0.200	-0.085	-0.132	-0.019	0.253	0.414**	

* 相関係数は両側水準5%で有意

** 相関係数は両側水準1%で有意

保有をした従業員が使用人兼務役員となってゆく場合も少ないのであろう。

4. おわりに—租税訴訟の今後の展望と税理士の役割—

「設立意見書」によれば、租税訴訟学会の運営方針について様々な内容が検討されている。その中には法人税訴訟部会などの部会を設けて展開されるチーム研究が計画されている（租税訴訟学会中国支部〔2005, p.4-5.〕）。このような部会において

展開される役員報酬の適正水準を巡る議論に、本研究の成果が一定程度の指針を提供することが出来れば幸いである。

租税訴訟が公益的訴訟としての性格を有すると解されるのは、「主権者たる国民は、税金の徴収と用途の両方をコントロールしていなければ、本当の主権者とは言えない」（租税訴訟学会中国支部〔2005, p.3〕）との見解が、その基底に存在するからと考えられる。租税訴訟学会は「裁判所に、公正な判決をするための理論を提供してゆ

く存在となることが期待され」ており、今後、税理士が弁護士と共に租税訴訟において担う指導的役割の重要性を指摘している。このように税理士が新たな活動領域を獲得することで、今後の租税訴訟における統計的手法援用の可能性とその有効性を本研究で指摘した。

さて、平成18年1月1日に改正公認会計士法が施行され、これを受けて新たな公認会計士試験が実施される見通しである。「新公認会計士試験の実施に関する情報の公表について」を公

にした公認会計士監査審査会は、新しい公認会計士試験の出題範囲について次のように述べている。それによると新しい試験制度の下では租税法が出題範囲に加えられたものの、国際課税・組織再編税制・連結納税制度・国税徴収法・租税訴訟法などは出題範囲から除外する方針である。

このように観てくると公認会計士と職域を争う税理士は、税理士が優位となる職能上の活動範囲の一つである租税訴訟分野において、先駆的地位を確実にする必要がある。また租税訴訟分野における税理士の活躍なくして、納税者の人権保護は達成されないことに、税理士業務の重責を再認識するのである。

参考文献

租税訴訟学会中国支部 [2005] :
「租税訴訟学会中国支部の設立
意見書」租税訴訟学会中国支部
鳴戸大二稿

品川 [2002] : 品川芳宣稿「役員報酬適正額の判定方法」『JTRI 税研』Vol.18 No.3 pp.103-105.

大淵 [2001] : 大淵博義著『裁判例・判決例からみた役員給与・交際費・寄付金の税務』税務研究会出版局

日本実業出版社 [2004] : 『日本実業出版社調査 最新 社長・役員の報酬・賞与・退職金支給データ』日本実業出版社

櫻田 [2003a] : 「役員給与の実支給水準解明における研究上の問題点」『山口経済学雑誌』第51巻第1号 pp.53-78.

櫻田 [2003b] : 「中小企業における役員報酬の実支給水準に関する実証分析」『山口経済学雑誌』第51巻第3号 pp.115-139.

櫻田 [2003c] : 「バブル崩壊後のわが国中小法人における役員報酬決定要因」『山口経済学雑誌』第51巻第5号 pp.23-49.

* 1 当該事例の詳細については大淵 [2001, pp.78-92.] を参照のこと。

* 2 ヒストグラムの作成及び重回帰分析には、SPSS10 BASE SYSTEMを用いた。

* 3 本研究においては役位を代

表権者・非代表非兼務役員・使用人兼務役員の3役位に分類しているが、この定義については櫻田 [2003b, pp.123-124.] を参照されたい。さらに平成16年度データを解析した本研究と櫻田 [2003b/c] の関係であるが、櫻田 [2003b] は昭和63年に採集されたデータを分析対象とし、櫻田 [2003c] は平成14年に採集されたデータを分析対象としたところに違いがある。また櫻田 [2003b/c] においては、相続税財産評価基本通達によるサンプル選択を実施していないこと、説明変数として役員賞与を用いていることが本研究と異なる点でもある。